

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100007号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100025号

第1 結論

昭和54年7月から昭和56年3月まで及び昭和57年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年7月から昭和56年3月まで
② 昭和57年3月

私の夫(訂正請求記録の対象者)の年金記録では、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、未納とされているが、私は、A市役所で、夫の分と合わせて二人分の保険料を、同市役所から送られてきた納付書と一緒に納付しており、私だけ納付済みで夫が未納ということは考えられないので、調査の上、夫の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者と訂正請求記録の対象者の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、請求期間①及び②に係る保険料について、請求者の保険料だけ納付し、訂正請求記録の対象者の保険料を納付しなかったということは考えられない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料は納付済であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、請求者及び訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料が、いずれも納付済と記録されている期間について、二人分の保険料を一緒に納付していたとする請求者の主張を裏付けるような状況はうかがえず、請求期間①及び②と同期間に係る請求者の保険料が納付済みであることのみをもって訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が納付されていたと推認することは困難である。

また、請求期間②については、請求者は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の喪失後すぐに国民年金に加入する手続をA市役所で行い、その際に当該期間に係る保険料を納付したと思うが、加入手続及び保険料納付についてはっきりとした記憶はない旨陳述しており、加入手続及び保険料の納付に関する具体的な状況が不明である。

さらに、A市は、請求期間当時の関連資料は保存期限経過により残っておらず、訂正請求記録の対象者の国民年金保険資格の届出状況及び国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

そのほか、請求者及び訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100173号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA医院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年5月1日から昭和59年5月1日まで

今般、年金相談のために、年金事務所に行ったところ、A医院での資格喪失日が誤っていることが分かった。当医院には住み込みで働きながら、B市医師会看護専門学校に5年間通い、看護師資格を取得したが、その通学していた全期間に当医院に勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA医院の次に勤務した医療機関から提出された請求者に係る履歴書及びC県医師国民健康保険組合から提出された請求者に係る加入記録によると、請求者は、請求期間においてA医院で看護業務に従事していたことは認められる。

また、請求者のA医院に係る厚生年金保険被保険者期間及び請求期間にA医院において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる12人に照会したところ、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人のうち回答のあった7人が、請求者は同医院において、請求期間に准看護師等の身分で業務に従事していた旨回答している。

しかしながら、A医院の事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者が准看護師等の身分であったと回答した者も、請求者の請求期間に係る詳細な勤務状況を記憶しておらず、請求者が被保険者要件を満たしていたかを確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、離職年月日は昭和58年4月30日と記録されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は離職日の翌日である同年5月1日と記載されている上、同日に健康保険被保険者証が返納されている旨記載されており、当該記載事項に訂正等の不自然な点は見当たらない。

い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。